

千葉県国土強靱化地域計画の策定方針（案）

平成 27 年 8 月 日

1 計画策定の趣旨

本県は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。

また、今後 30 年以内に 70% 程度の確率でマグニチュード 7 クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震等、大規模災害の発生リスクが高まっている。

このため、国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）に基づいて国が定めた国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）との調和を保ちながら、本県における取組を推進するために国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置づけ

基本法第 13 条に基づく地域計画であり、国土強靱化に関して県の各種計画等の指針として定めるものである。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までとし、基本計画に準じて、概ね 5 年ごとに見直すこととする。

4 策定の進め方

地域計画は、基本計画との調和を保ちつつ、地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に準じて策定する。また、策定に当たっては、全庁的な調整・連携を図りながら取り組むものとし、防災政策課がその総合調整を行う。

5 基本的な考え方**(1) 目標設定**

本県の国土強靱化を推進するにあたり、「基本目標」及び基本目標の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」を定める。なお、各目標は、基本計画との調和を保つため、基本計画と同様とする。

○基本目標

- I. 人命の保護が最大限図られる
- II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

○事前に備えるべき目標

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(2) リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定

基本計画の45の事態を参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、想定される災害リスク及び本県の地域特性を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。

また、基本計画の施策分野を参考として、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて施策分野を設定する（参考：「国土強靱化地域計画」の策定作業イメージ）。

(3) 脆弱性の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」の回避するための施策群であるプログラムについて、その進捗状況等を可能な限り定量的に評価する。

(4) 対応方策の検討

「起きてはならない最悪の事態」の回避（リスクの一部低減も含む。）に向け、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、

推進方針として整理する。

(5) 対応方策の重点化

本県が直面する大規模自然災害のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、プログラム（または施策）の重点化・優先順位付けを行う。

(6) 進捗状況の把握

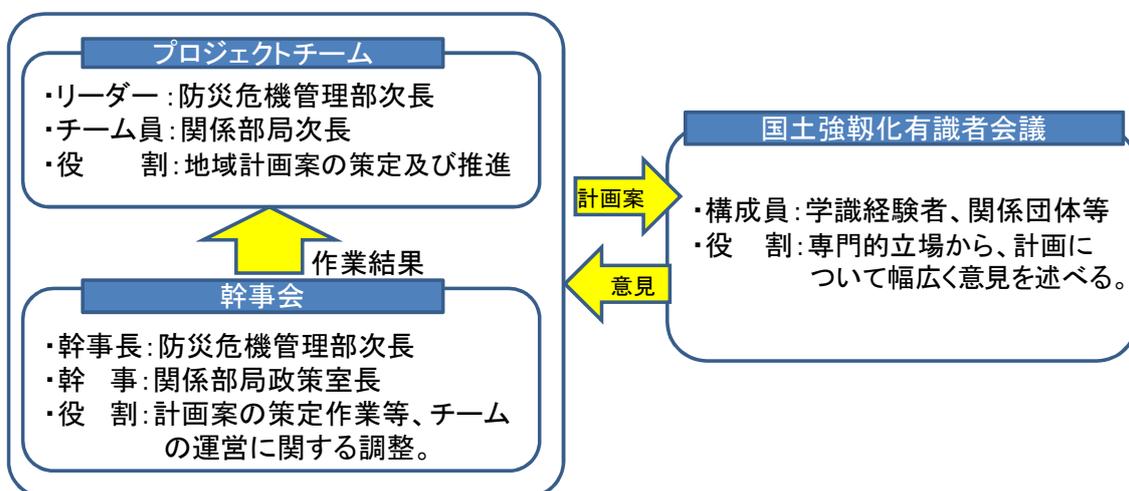
地域計画策定後は、地域計画による国土強靱化の取組を着実に推進するため、毎年度、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行う。

(7) 計画の見直し

概ね5年ごとに、プログラムの進捗状況や社会状況の変化などを踏まえ、計画の見直しを行う。

6 策定体制

各部局次長等で構成する「千葉県国土強靱化プロジェクトチーム」を設置し、部局横断的に取り組むとともに、各部局主管課政策室長等で構成する幹事会を設置し、脆弱性評価及び推進方針等の検討を行う。



7 外部意見の聴取等

策定に当たっては、必要に応じて外部有識者による会議を開催するなど、国の関係省庁や市町村、有識者等の意見を求める。また、計画の趣旨及び内容を県民にあらかじめ公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施する。

8 策定スケジュール

| 時期 | 庁議 | 有識者会議 | PT | 幹事会 | 内容 |
|-------|----------|----------|-------|--------|---|
| | | | | 第1回幹事会 | ・脆弱性評価の作業説明 |
| 8月 | | | 第1回PT | | ・強靱化の概要説明 ・策定方針・スケジュールの決定 |
| | | | | | (各部で作業→各部局で取りまとめ→全体まとめ) |
| 9月 | | | | 第2回幹事会 | ・脆弱性評価・対応方針取りまとめ結果の確認 ・リスクシナリオ・施策分野取りまとめ ・千葉県の地域特性(案)提示 |
| | 9 月 議 会 | | | | |
| 10月 | | | 第2回PT | | ・計画骨子(案)取りまとめ (→市町村照会) |
| 11月 | | 第1回有識者会議 | | | ・計画骨子(案)についての意見 |
| | 12 月 議 会 | | | | |
| 28年1月 | | | | 第3回幹事会 | ・有識者会議の意見反映 ・推進方針及び重点化の整理 |
| 2月 | | | 第3回PT | | ・計画(素案)取りまとめ (→市町村照会) |
| | 2 月 議 会 | | | | |
| 3月 | | 第2回有識者会議 | | | ・計画(素案)についての意見 |
| 4月 | | | | 第4回幹事会 | ・有識者会議の意見反映 |
| | | | 第4回PT | | ・計画(案)策定 (→市町村照会) |
| 5月 | 庁議報告 | | | | ・計画(案)の決定について |
| 6月 | 6 月 議 会 | | | | |
| 7月 | | | | | ・パブリックコメント実施 |
| 8月 | | | | 第5回幹事会 | ・パブリックコメント等結果反映 |
| | | | 第5回PT | | |
| 8月 | 庁議報告 | | | | ・知事決裁により計画決定 |